

## 三田市戸籍情報システム標準化対応業務委託仕様書

### 1 目的

本仕様書は、法務省の定めた標準仕様書に準拠した「戸籍情報システム」及び「戸籍附票システム」の調達に際し、正確なデータの移行と操作性、将来性、安定性、安全性に優れ、より高い効果を得ることができ、また戸籍法改正に伴う事務に確実に対応できるシステムの導入を行うための調達内容を定めるものである。

### 2 基本情報

人口数	105,949人	
本籍人口数	80,683人	
現在戸籍及び附票	31,345戸	
平成改製原戸籍	21,412戸	
除籍・改製原戸籍	14,194戸	
年間事件数	4,150件	
新戸籍編製数/年	580戸	
全部除籍数/年	486戸	
附票異動数/年	9,705件	
電子情報処理組織による戸籍事務	メーカー	富士通Japan株式会社
プログラム	パッケージ製品 (MICJET 戸籍 V4.1)	
端末及びプリンタ台数	本庁	端末6台、プリンタ3台
	さんだ市民センター	端末1台、プリンタ1台
	有馬富士共生センター	端末1台、プリンタ1台
	広野市民センター	端末1台、プリンタ1台
	高平ふるさと交流センター	端末1台、プリンタ1台
	藍市民センター	端末1台、プリンタ1台
	フラワータウン市民センター	端末1台、プリンタ1台
	ウッディタウン市民センター	端末1台、プリンタ1台
	ふれあいと創造の里	プリンタ1台 (他システムと共用)

### 3 現行システムからデータ移行を行う範囲

- (1) 現在戸籍及び附票データ
- (2) 除籍及び改製原戸籍データ

- (3) 個人状態データ
- (4) 不受理申出データ
- (5) 附票発行禁止データ
- (6) 見出データ
- (7) 受付帳データ（現行システム稼働から新システム稼働までの間のものを含むものとする）

#### 4 新システム稼働予定日

令和8年10月末まで

※詳細については、別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 5 業務形態

- (1) 戸籍、附票等各種証明発行事務
- (2) 戸籍届書の受付事務
- (3) 戸籍記載、決裁事務、本人確認通知等の事務
- (4) 戸籍統計事務
- (5) 埋火葬許可証発行事務
- (6) 人口動態調査関連事務
- (7) 相続税法関連事務
- (8) 民刑事項名簿関連事務
- (9) 本人通知制度事務

#### 6 基本要件事項

- (1) 提案するシステムについては、法務省の定めた戸籍情報システム標準仕様書及び、戸籍附票システム標準仕様書に準拠したパッケージシステムであること。
- (2) システムのセキュリティに関しては、リスク対策を行ったシステムを提供すること。
- (3) 操作等、運用での支援態勢が万全に取られていること（問合せセンター及び戸籍SEによるハード、ソフトを問わない支援があること）。
- (4) データ移行、作成作業等について、あらかじめ書面により、発注者の承認を得た場合を除いて、受託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- (5) 受注者は、本業務に係る個人情報を本業務以外の用途に使用しないこと。また、受注者は、本業務に係る個人情報を第三者に提供しない、又は譲渡しないこと。
- (6) 受注者は、本業務に関連して直接又は間接に知り得た一切の内容を、受注作業期間のみならず、その終了後も第三者に漏洩しないこと。

- (7) データ作成を行う事業所に関しては、国際基準である J I S Q 2 7 0 0 1 : 2 0 0 6 ( I S O / I E C 2 7 0 0 1 : 2 0 0 5 ) の認定、及び財団法人日本情報処理開発協会指定の使用許諾取得事業所の認定 ( プライバシーマーク ) を受けていること。
- (8) 標準化対応において、国等に提出が必要な資料について作成支援を行うこと。  
また、提案システムが既に国が他自治体で認めているものであること。

## 7 基本事項

この作業委託を行うにあたっては、戸籍法、戸籍法施行規則、戸籍事務取扱準則制定標準、住民基本台帳法等の関連法令及び次の「通達」・「依命通知」を準拠すること。また、これらの改正等がある場合にも同様に準拠すること。

- (1) 平成 6 年 11 月 16 日付け法務省民二第 7000 号  
「電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いについて」(通達)
- (2) 平成 6 年 11 月 16 日付け法務省民二第 7001 号  
「電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いについて」(依命通知)
- (3) 平成 6 年 11 月 16 日付け法務省民二第 7002 号  
「戸籍事務を処理する電子情報処理組織が備えるべき技術的基準について」(通達)
- (4) 平成 6 年 11 月 16 日付け法務省民二第 7003 号  
「戸籍事務取扱準則制定標準の一部改正について」(通達)
- (5) 平成 6 年 11 月 16 日付け法務省民二第 7005 号  
「戸籍法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う関連通達等の整備について」(通達)
- (6) 平成 6 年 11 月 16 日付け法務省民二第 7006 号  
「氏または名の記載に用いる文字の取扱いに関する通達等の整理について (依命通知) の一部改正について」(依命通知)
- (7) 平成 6 年 11 月 16 日付け法務省民二第 7007 号  
「氏または名の記載に用いる文字取扱いに関する「誤字俗字・正字一覧表」について」(通達)
- (8) 平成 6 年 11 月 21 日付け法務省・自治省告示第 1 号  
「戸籍の附票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準」
- (9) 平成 8 年 9 月 24 日付け法務省民二第 1700 号民事局長通達  
「除籍・改製原戸籍の磁気ディスク化実施等に関する要領の制定について」
- (10) 平成 22 年 5 月 6 日付け法務省民一第 1080 号  
「戸籍法施行規則等の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」
- (11) 平成 24 年 11 月 14 日付け法務省民一第 3062 号

「戸籍副本データ管理システムの構築に係る市区町村との調整について」

(12) 令和元年5月31日付け法律第17号

「戸籍法の一部を改正する法律」

(13) 令和元年6月19日付け総務省第15号

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令」

## 8 業務内容

### (1) データ移行作業仕様

#### ① 移行対象データの範囲

移行対象データは以下の範囲とする。稼働日前日までのデータを反映させること。

ア 現在戸籍及び附票データ

イ 除籍及び改製原戸籍データ

ウ 個人状態データ

エ 不受理申出データ

オ 附票発行禁止データ

カ 見出データ

キ 受付帳データ（現行システム稼働から新システム稼働までの間のものを含む）

※その他、上記の範囲にないデータについては、過去の移行実績を基に本市と協議の上、対応・検討すること。

#### ② データ移行作業条件

ア データ移行に関しては、経済産業省の「安全対策基準」認定事業所、もしくは（財）日本情報処理開発協会指定の「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認定事業所並びに（財）日本情報処理開発協会指定の「プライバシーマーク」使用許諾取得事業所の認定を受けていること。

また作業を行うにあたって、戸籍法、戸籍法施行規則、戸籍事務取扱準則制定標準、住民基本台帳法等の関連法令及び「通達」「依命通知」を準拠すること。

イ 現行の戸籍情報システムとして管理されているデータについては、正確に新システムに移行すること。また、データ移行について、現行システムからのデータ抽出作業等は現行システム事業者が実施し、受注者はデータの受入作業を過去の移行実績を有するファイル形式に出力したものを活用し、実施

すること。

ウ 現在戸籍・附票（電算化後除籍含む）は、現行システム事業者が中間ファイルに出力したデータを、受注者が変換を行い、正確なデータを作成すること。

エ 現在戸籍・附票（電算化後除籍含む）を移行又は変換する作業において、受注者が戸籍電算化セットアップ工程で所有する論理チェック工程を介し、論理的エラーの報告を行うものとする。

オ 除籍・昭和改製原戸籍及び平成改製原戸籍イメージデータは、現行システム事業者が中間ファイルに出力したデータを、受注者が移行又は変換を行い、正確なデータを作成すること。

カ 除籍・昭和改製原戸籍及び平成改製原戸籍を移行又は変換する作業において、受注者が戸籍電算化セットアップ工程で所有するデータチェック工程を介し、見出しデータとイメージデータのアンマッチの報告を行うものとする。

キ 受付ファイルは、現行システム事業者が中間ファイルに出力したデータを、受注者が正確に変換を行い、受注者のシステムで改製以降の受付検索ができるようにすること。

ク 受注者は、作業開始より稼働までの異動滞留分が発生した場合は追いかけて入力処理のすべてを行い、届書入力から読み合わせ、照合まですべて受注者が行うこと。

ケ 文字の変換及び同定作業については原則として受注者の責任にて行い、文字の移行を行うこと。

コ 作業の過程で疑義が発生した場合は、本市に報告すること。

サ データ移行作業については受注者以外での再委託作業は禁止とすること。

### ③ 戸籍データ等の保管

ア 受注者は、本市より借用したデータに関し、漏洩や紛失、盗難等がないように厳重に管理できる場所に保管すること。

イ 受注者での保管庫については、耐火構造であり、施錠が可能であること。

ウ 保管庫の管理においては、管理責任者を配置し、その者が施錠等一切の管理を行うこと。

### ④ 戸籍データ等の授受及び搬送

ア 受注者は、戸籍データ等の授受に従事する者を指定し、当該戸籍データ等の授受に際しては、都度本市に対して預り証を提出するものとする。

イ 受注者は、本業務に係る個人情報を実施できるケースに収納し、事故防止

措置を講じた上で搬送しなければならない。また、万が一の盗難、紛失事故に備え、搬送用ケースには、施錠・解錠の履歴及び追跡可能な対策を講じること。

ウ 受注者が受取った戸籍データ等を安全確実な方法で他所に立ち寄ることなく、受注者の保管庫まで自ら搬送するものとする。

⑤ 作業の進捗報告

受注者は本市の求めに応じて、作業の進捗状況を書面で報告すること。

⑥ 納期における留意事項

ア 受注者は納期に遅延が生じないように、厳正な工程管理・進捗管理を行い、本市が指定する作業期間内に実施すること。

イ 事業者の決定後、データ移行が発生する場合は移行に関する契約、打合せ、移行仕様の取決め等について速やかに対応すること。

ウ 納期に遅延が生じる場合は、判明した時点で本市と協議すること。

(2) システム仕様書

① システム化の範囲

ア 戸籍情報システム

イ 戸籍附票システム

ウ 除籍・改製原戸籍システム（平成改製原戸籍を含む）

エ 戸籍副本データ管理システム

オ 戸籍関連事務システム（人口動態事務、相続税58条通知事務等）

カ 民刑事務管理システム（犯歴管理システム）

キ 戸籍副本データ管理システム

ク 操作履歴・発行履歴管理機能

ケ 本人通知制度管理システム（登録、削除、編集、証明発行リスト出力等）

コ 戸籍誌等の電子書籍サービス（有していない場合は代替案を提示すること。）

② システムの基本条件

ア 品質、安定性、納期等の観点からパッケージソフトウェアを最大限活用し、システムを構築すること。

イ 法務省の標準仕様書の機能を満たしている標準パッケージシステムであること。

ウ 導入後5年間は、本市の戸籍業務量の増加に対応できる性能を持つこと。

エ 戸籍情報システムのソフトウェアは、法務省の認容を取得していること。

オ ウイルス対策ソフトは本市が現在使用しているソフトウェア（TrendMicro ApexOne）を、本市で準備しインストールするため、適用除外とすべきフォルダ等があれば提示すること。

ただし、本ソフトウェアの適用により保守対象外となる場合には、検証がとれているソフトウェアを適用するため、インターネット接続できない環境でのパターンファイル等の更新方法を提示するとともに、当該ライセンス費用及びパターンファイル等適用環境の構築費用も含めて提案すること。

カ 戸籍情報システムアプリケーション部分を除き、OS やデータベースソフトなどミドルウェアには、極力汎用性の高いものを使用すること。

キ 法務省が管理を行っている副本データ管理システムへの差分データの抽出及びデータセンターへの送信はシステム上、自動で行うこと。

ク 国が定める標準仕様書に適合したシステムであること。なお、経過措置の利用がある場合はその旨を提案書に記載すること。

### ③ システム構成

#### ア システム構成及び形態

- a 戸籍情報システムの構成は、ガバメントクラウドの活用又は独自クラウドの活用とすること。なお、独自クラウドを活用する場合は他自治体において、ガバメントクラウド同等であることが国に認められた実績を有していること。
- b 庁内にデータ連携用のエッジサーバを導入する場合、サーバに無停電電源装置を備え、停電時にも安全にシャットダウンできるような仕組みとするなど、予想し得る障害に対し可能な限り安全対策を講じること。
- c bの場合、サーバ設置場所は本市と協議のうえ取り決めること。
- d bの場合、サーバは自動運転により、起動、データバックアップ、終了が行えるなど、予め決められたスケジュールの予約管理が行えること。ただし、手動による起動、終了も行えること。
- e サーバOSは検証のとれた最新のOSを利用すること。
- f 戸籍情報システムにて管理している情報は、改ざんや盗視、不正アクセスの防止、暗号化などの対策を講じて、個人情報の漏洩や流出に対する対策が講じられていること。
- g 独自コードを使用するなど、仮に不正にデータにアクセスされたとしても、改ざんや盗視ができない仕組みを講じていること。

## イ クライアント・プリンタ関連

### a 調達クライアント及びプリンタ台数

端末及びプリンタ台数	本庁	端末 8 台、プリンタ 5 台
	さんだ市民センター	端末 1 台、プリンタ 1 台
	有馬富士共生センター	端末 1 台、プリンタ 1 台
	広野市民センター	端末 1 台、プリンタ 1 台
	高平ふるさと交流センター	端末 1 台、プリンタ 1 台
	藍市民センター	端末 1 台、プリンタ 1 台
	フラワータウン市民センター	端末 1 台、プリンタ 1 台
	ウッディタウン市民センター	端末 1 台、プリンタ 1 台

- b クライアントのOSはWindows11 Proを基本とする。異なるエディションの場合、そのことを明記すること。
- c クライアントはデスクトップPCとし、モニタは19インチ以上の液晶ディスプレイとすること。また、クライアントについては、システムが余裕をもって稼働するスペックとすること。
- d 原則、戸籍端末のUSBポートなど外部媒体が接続されるポートを使用できない状態とすること。ただし、本市が指定した戸籍端末の一部ポートのみを限定し、使用できるようにすること。
- e 戸籍端末は、本市以外の環境において動作しない仕組みを講じること。
- f プリンタは、モノクロレーザプリンタとし、プリンタメモリについては256MB以上、印刷速度は28PPM以上とすること。
- g A3用紙の取り込み可能なシートフィード付スキャナ（両面スキャンができるもの）1台を設置すること。
- h 本市戸籍端末には、現在本市で使用している二要素認証ソフトウェアを、本市で準備しインストールするため、それに対応できるものであること。
- i 二要素認証で使用するNFC カードリーダーライタ (ACR122U) をクライアント台数分準備すること。
- j ふれあいと創造の里での証明書発行はふれあいと創造の里に設置しているプリンタ（既設）に、本庁設置のクライアントから発行できるようにすること。

## ウ ネットワーク

- a サーバ及び戸籍端末間の通信においては、「戸籍実データを流さない」「暗号化を講じる」等、セキュリティを強化した仕組みとすること。

- b 独自クラウドを採用する場合、事業者のクラウド環境と本市の接続については、IP-VPN等を用いた専用回線とすること。※LGWAN回線の使用は、不可とする。
- c 事業者のクラウド環境に接続するための市内回線、戸籍附票システムと住基ネット（附票AP）とのネットワーク設定は、別途本市にて行うため、それに対応できるものであること。
- d その他戸籍情報システムにおけるネットワークに関する設定については、本市の指示に従うこと。

エ その他

- a 運用上必要となる機器についても構成に含むこと。
- b 導入機器は動作確認がされている機器とし、発注時における最新機器とすること。

(3) ソフトウェア構成

① 戸籍標準パッケージソフトウェア

ア 導入するソフトウェアは、法務省の定めた戸籍情報システム標準仕様書及び、戸籍附票システム標準仕様書に準拠したパッケージシステム及び本市が指定する戸籍関連事務全般を処理できる標準パッケージソフトとすること。

イ 標準準拠システム導入に係る要件は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」や「地方公共団体情報システム標準化基本方針」など、デジタル庁をはじめ法務省、総務省等から発出されている各種規定に準拠すること。

戸籍・戸籍の附票（埋火葬許可証発行事務、人口動態調査関連事務を含む）業務については、制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和5年3月末に法務省、総務省等から示された標準仕様に基づいて、機能標準化基準や共通標準化基準を満たした標準準拠システムを導入することとするが、改版された場合は、別途本市と協議の上、対応を定めるものとする。

なお、共通標準化基準であるデータ要件・連携要件は、令和7年度末までに、デジタル庁が実施する適合確認試験に合格すること。

ウ 導入するシステムについて、一部機能の経過措置を利用する場合は、標準準拠システムに対応完了となる時期を明記し、デジタル庁への届出作業を支援すること。

エ 事務委託等を鑑み、システムへのアクセス権は、不必要な情報が閲覧できないよう、業務単位ではなく、処理単位、証明書の種別の単位でアクセス権限が設定できること。

オ 導入するソフトウェアには、コピー防止対策機能が実装されていること。

② 戸籍副本データ管理システム

- a 本市で管理している戸籍データ等を、法務省の管理する戸籍副本データ管理センターへ送信するために、戸籍情報システムから市区町村専用装置へ自動的に正確に送信できる機能を有すること。
- b 戸籍サーバから戸籍事務内連携サーバへのデータ転送は、ネットワーク連携方式で構築すること。
- c 導入するパッケージソフトウェアにおいて、法務省が実施している戸籍統一文字変換テーブルに変更が生じる際は、受注者において文字変換テーブルを作成すること。

(4) 導入・運用サポート・保守

① 導入時

- a 新システム稼働前、本システムを使用する職員全員に対して操作研修を実施すること。
- b 操作研修はシステム開発会社の戸籍専用インストラクターが実施するものとし、インストラクターは、稼働日前2週間、稼働後1週間（計3週間）のうち、10日以上は本市に常駐すること。
- c 原則として、本市の職員全員の担当業務や運用にあわせ、研修スケジュールを提示すること。
- d 職員での操作研修を兼ねた追いかけ入力を行わないこと。
- e 法務局提出書類の作成支援及び法務局提出用の媒体による副本作成を実施すること。

② 運用サポート

- a 戸籍業務の運用をサポートするための電話問い合わせ窓口（サポートセンター）を有していること（年末年始、土日祝を除く9時から17時まで）。
- b サポートセンターでは20名以上のオペレーターが開設時間中常時従事しているものとする。
- c 本サポートの通信形態は、フリーダイヤルで利用できるものとする。
- d サポートセンターについては、災害時の業務継続性を担保するための仕組みを有すること。
- e 本サポート窓口は、システム運用における本市からの問い合わせ窓口として機能し、戸籍業務に関する問合せのほか、システム運用における障害が発生した場合、ハード障害・ソフト障害の区別なく全てに対応できる窓口を設けること。

と。

- f 戸籍情報連携システムとの連携に関してもサポートを実施すること。
- g 人事異動等による職員の戸籍業務専門性を補完しうる継続的な支援策を有していること。

③ ハードウェア及びソフトウェア保守

- a 故障や障害が発生した場合、速やかに現地支援が可能なこと。
- b 法改正に伴うソフトウェアの改修については、原則施行期日までに対応すること。なお、費用については本市の予算スケジュールを加味して必要に応じて案内を行うこと。
- c 機能強化については、原則年1回運用費用内で対応すること。
- d 法令データベースは、原則年1回運用費用内で最新のものに更新を行うこと。
- e 住所辞書データは、事業者が更新し運用費用内で対応すること。
- f ウイルス対策ソフトのパターンファイルは定期的に最新のものに更新を行うこと（本市で準備したウイルス対策ソフトを適用しない場合に限る）。

(5) 納品物

納品物の様式や数量、納品時期については本市と協議して定めること。

原則、以下のものは納品を行うこと。なお、納品物については、印刷物と併せて、広く一般的に利用されている形式による電子データで納品すること。

- ① 法務局申請書類
- ② 操作マニュアル
- ③ 運用マニュアル
- ④ 障害発生時対応マニュアル
- ⑤ ハードウェア構成図
- ⑥ 現システムで使用文字から変更がある場合は、文字同定表

9 留意事項

- (1) 戸籍証明書（附票、本籍地証明書を含む。）をコンビニエンスストアのキオスク端末より発行できるサービス（コンビニ交付サービス）に対応できること。  
（※コンビニ交付に係る費用は本業務には含まないが、本戸籍情報システム導入後、コンビニ交付サービスを導入する予定であるため。）
- (2) 今回導入するシステムの利用を終了する場合、本市の指示に従って、業務引継ぎに必要なデータ移行等について、誠意を持って対応すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、受注者と本市が協議の上、定めるものとする。